

## 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法

適用基準

A：新設施設（平成24年6月1日以後に設置）に適用される基準

B：既設施設（平成24年6月1日より前に設置）に適用される基準

床面及び周囲（水質汚濁防止法施行規則第8条の3）					
基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	
A	1	<b>イ、口のいずれにも該当すること</b>			
		<b>イ</b>	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
		<b>口</b>	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じた適切な方法	措置に応じた頻度	
	3	施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるもの（8条の3ただし書き）	床下への漏えいの有無	1月に1回以上	
B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・口に適合しない場合			
		<b>イ、口のいずれにも該当すること</b>			
	<b>イ</b>	施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準の1のイの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
	2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・口に適合しない場合			
		施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準のイの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること			

施設本体（地下貯蔵施設を除く）				
基準	区分	構造及び設備危難する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A			①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
B			【床面周囲がB基準に適合する場合】 ①施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 *②の確認を目視、漏えい検知装置以外の方法で行う場合	①1年に1回以上 ②1月に1回以上 *方法に応じた頻度

配管等（地上配管）（水質汚濁防止法施行規則第8条の4第1項）				
基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ又は口のいずれかに該当すること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
		次のいずれにも適合すること		
		① 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること		
		② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること		
		③ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない		
		□ 有害物質を含む水の漏えい目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。		
	2	有害物質を含む水の漏えい目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること		
B	1	配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい目視により確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①6月に1回以上 ②6月に1回以上

配管等（地下配管）（水質汚濁防止法施行規則第8条の4第2項）				
基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	イ又は口のいずれかに該当すること	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③1年に1回以上
		次のいずれにも適合すること（配管等をトレンチの中に設置している場合）		
		① トレンチの中に設置されていること		
		② ・トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によること ・底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。		
		イ		
		ハ		
A	1	次のいずれにも適合すること（配管等をトレンチの中に設置していない場合）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無  * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管である場合 ** 配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置を適切に配置しその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年に1回以上  * 3年1回以上 ** 3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上
		① 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すこと		
		② 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること		
		③ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。		
		口		
		ハ		
B	1	次のいずれかに適合すること（配管等をトレンチの中に設置している場合）	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①6月に1回以上 ②6月に1回以上 ③6月に1回以上
		イ トレンチの中に設置されていること		
		口 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること		
		ハ イ又は口と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		
		配管等をトレンチの中に設置していない場合		

排水溝等（水質汚濁防止法施行規則第8条の5）					
基準	区分	構造及び設備に関する基準		必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	次のいずれにも適合すること		排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無  *排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年に1回以上  *3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上
		イ	有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること		
		ロ	有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること		
	ハ	排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること			
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な方法	措置に応じた頻度
B	1	地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること		①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無  ※有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な方法	措置に応じた頻度

地下貯蔵施設（水質汚濁防止法施行規則第8条の6）					
基準	区分	構造及び設備に関する基準		必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A	1	次のいずれにも適合すること		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無  *消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上  *3年1回以上 **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回（又は有害物質の濃度測定を3月1回）以上
		イ	タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、その他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること		
		ロ	外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない		
	ハ	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置すること、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること			
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な方法	措置に応じた頻度

地下貯蔵施設（水質汚濁防止法施行規則第8条の6）

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
B	1	次のいずれにも適合すること		
		イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置すること、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 * 上記の確認を有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上
	ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。			
	2	次のいずれにも適合すること		
		イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置すること、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年1回以上
	ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること	* 上記以外の方法により漏えいを確認する場合	* 方法に応じた頻度	
3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられた措置に応じた適切な方法	措置に応じた頻度	

使用の方法（水質汚濁防止法施行規則第8条の7）

基準	区分	構造及び設備に関する基準	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度
A・B	1	次のいずれにも適合すること		
		イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配、その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと	法第14条第5項の規定による使用の方法に関する点検は、第8条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1年に1回以上
		ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認、その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること		
		ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること		
	ニ イ～ハに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること			
2	1に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。			

## 参考

### 水質汚濁防止法

#### (排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

**5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。**

### 水質汚濁防止法施行規則

#### (点検結果の記録及び保存)

第九条の二の三 **法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。**

- 一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 点検年月日
- 三 点検の方法及び結果
- 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 **前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。**

3 **法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。**

- 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 異常等を確認した年月日
- 三 異常等の内容
- 四 異常等を確認した者の氏名
- 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容